「今後の下水道事業の経営と使用料制度のあり方について」 答申の概要

I 経緯

平成28年12月12日に神戸市上下水道事業審議会に諮問した「今後の下水道事業の経営と使用料制度のあり方」について、審議会のもとに下水道専門部会を設置し、2年半にわたり審議いただき、令和元年6月3日に神戸市に答申が提出された。

Ⅱ 答申の概要

1. 下水道事業の現状と課題

- ・神戸市の下水道使用料は昭和61年度に改定を行って以降、消費税改定を除いて、現行 使用料を維持してきた。
- ・昭和 40 年代に集中的に整備した下水道施設(下水管きょや処理場・ポンプ場)が、耐用年数を順次迎える時期となり、今後、老朽化した施設の急激な増加が見込まれ、改築更新費用が増大する。
- ・中長期的には、人口減少等に伴う有収水量の減により使用料収入の減少が見込まれる。
- ・下水道事業の収支は令和元年度に赤字となり、その後は赤字が累積する見込みである。
- ・国からは、汚水処理経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを示す経費回収率が 100%以上であることを求められているが、近年は使用料で回収できておらず、適切な使 用料徴収による経費回収率の改善が不可欠である。
- ・今後の下水道事業の運営に支障をきたすおそれがあることから、喫緊の課題として、下水 道事業の経営基盤の安定化を図ることが必要である。

2. 下水道事業の経営のあり方

- 「(1)中長期的な財政計画:今回の検討にあたっては、令和2年度から 10 年間の財政計画
 - (2) 維持管理費と建設改良費:維持管理費は毎年85億円程度で推移

建設改良費は平準化を図ることによって毎年 210~220 億円程度

(3) 企業債残高の増加の抑制:計画的な企業債発行で、残高増加を抑制

+

- (4) 単年度収支の均衡: "独立採算の原則"と"受益者負担の原則"に基づく経営
- (5) 経費回収率の改善:経費回収率は下水道使用料で汚水処理経費をどれだけ賄えているかを示す指標であり、100%以上とすることが必要
- ┃(6) 資金残高の確保:資金ショートすることがない計画

3. 使用料制度のあり方

(1) 基本的な考え方

下水道法第 20 条第 2 項 (使用料の原則)

使用の態様に応じて妥当 適正な原価を超えない 定率・定額で明確に規定 不当な差別的取扱いの禁止

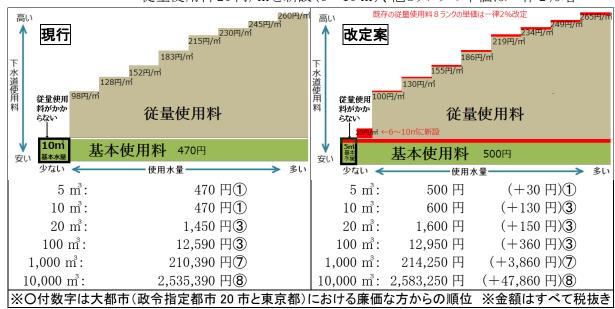
今回の使用料改定のポイント

安定した収入の確保 → 基本使用料の増額 少量使用者への配慮 → 基本水量制の維持 負担の公平性 → 従量使用料は一律増額

(2) 水量使用料

①基本使用料と基本水量制

- ・現行、使用水量の有無に関わらず発生する固定的経費(使用料徴収経費や下水道施設の改築更新費用など)を基本使用料で十分に賄えておらず、安定した収入の確保のため、基本使用料の割合を高めることが必要
- ・少量使用者の負担が急激に増えないように配慮するために、今回の改定では基本水量の廃止ではなく切り下げを行うことが妥当
- ②一般汚水: 基本水量は月5㎡(月 10 ㎡から切り下げ)、基本使用料は500円(+30円) 従量使用料20円/㎡を新設(6~10㎡)、他8ランクの単価は一律2%増



- ③浴場汚水:基本水量は月5㎡(月 10 ㎡から切り下げ)、基本使用料は500円(+30円) 従量使用料は据え置き(6 ㎡~:37円/㎡)
- ④共用汚水:基本水量は月5㎡(月 10 ㎡から切り下げ)、基本使用料は370円(+20円)従量使用料は従量使用料 2%増(6 ㎡~:17円/㎡)

(3) 水質使用料 据え置き

- ・使用料改定後は、財政計画期間の令和2年度から 10 年間平均で年間約 12 億円の増収が見込める。
- ・よって、使用料改定時期は令和2年4月とすべきである。

4. 神戸市下水道事業経営計画(案)

「神戸市下水道事業経営計画(案)」を財政計画期間と同一の10年間(令和2年度~ 令和11年度)の計画とし、総務省が求める「経営戦略」として位置づけることは妥当。 なお、計画策定にあたっては、以下の視点が必要。

- (1) 快適な市民生活と社会活動の維持
- (2) 災害に備える安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 良好な水環境と循環型社会の実現への貢献
- (4) 下水道の見える化
- (5) 安定した下水道サービスの提供